

## ビジネスパートナー制度規約

### 第1条(用語の定義)

1. 本規約において使用される用語の意味は次の通りとします。
  - ① サーバー商品  
株式会社ネットアシスト(以下、当社と表記)が提供する MSP アシスト・サーバ構築・移行・セキュリティ商材などのインターネットを通じて提供されるサーバー関連のサービス全般をいいます。
  - ② ビジネスパートナー  
当社の委託により、本規約に基づいてサーバー商品を紹介または販売する者をいいます。(以下、パートナーと表記)
  - ③ 利用者  
本契約に基づいて甲が提供するサーバ商品を利用する者をいいます。(以下、利用者と表記)

### 第2条(適用範囲)

1. 本規約は、当社が提供するサーバー商品の販売を当社から委託され、パートナーがその活動を行うにあたり必要となる規約をまとめたものです。
2. 本規約に基づいてパートナーが紹介又は販売したサーバー商品を利用する利用者の利用ルールについては、別途各サービス約款にて定めるものとします。

### 第3条(販売パートナー登録)

1. パートナーは、別に定める「ビジネスパートナープラン申込書」を当社に提出し、ビジネスパートナーとして当社が登録を完了した時点から活動が行えます。登録完了前に成約した実績には紹介手数料や販売手数料は発生致しません。
2. 当社は、次の各号に該当する場合にビジネスパートナー登録の申込みを拒絶することがあります。  
なお、当社は申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。
  - ① 当社が申込みに係るサービスの提供が困難と判断した場合
  - ② 申込者が当社との契約義務の履行を怠るおそれがある場合
  - ③ 申込書の内容に不備又は虚偽記載があった場合
  - ④ 申込者が日本国内に在住していない場合
  - ⑤ 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様でサービスを利用するおそれがある場合
  - ⑥ 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的団体に属する者と認められる、もしくは可能性がある場合
  - ⑦ その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと判断した場合
3. パートナーは、移転等の事由によりビジネスパートナー登録書の内容に変更が必要となる場合については、書面によりその内容を当社に必ず通知するものとします。

### 第4条(販売地域)

1. サーバ商品の販売地域については、パートナー毎の制限は設けず、原則として日本国内のみとします。  
また、ビジネスパートナー間で利用者が重複した場合は、先に紹介または販売したパートナーの成果とするものとします。

## 第5条(ビジネスパートナー制度)

1. ビジネスパートナー制度には以下の3種類があります。

### ① 紹介型販売パートナー

紹介型販売パートナーとは、パートナーが自社の営業機会においてサーバー商品のアピール等を行い、その利用を希望する利用者の情報を当社に通知(紹介)する方式のことをいいます。

当社は紹介を受けた利用者に対し、サービス利用の申込受付、サービスの提供、利用料金の請求・回収などをパートナーを介さずに直接行うものとします。

### ② 再販型販売パートナー

再販型販売パートナーとは、パートナーが自社商品として当社のサーバー商品を利用者に提供する方式のことをいいます。パートナーは利用者からの依頼(申込)に従って、サーバー商品の販売を行います。

利用料金の請求・回収は、当社からパートナーに対して行われるものとし、パートナーにおいてサーバ商品の再販を行うにあたり設定する販売価格などについては、自由に設定することができるものとします。

### ③ 特別販売パートナー

特別販売パートナーとは、パートナーが自社のパッケージ商品の一部として当社のサーバー商品を利用者に提供する方式のことをいいます。当社はパートナーが販売するパッケージ商品にあわせてサーバー商品のカスタマイズを行い、既存のサーバー商品とは異なる内容でパートナーにサービスの提供を行います。

利用料金の請求・回収は、当社からパートナーに対して行われるものとし、パートナーにおいて販売するパッケージプランの販売価格などについては自由に設定することができるものとします。

## 第6条(手数料等)

1. 当社は、紹介型販売パートナーによってサーバー商品が利用者に提供された案件毎に、「ビジネスパートナー登録書」に定める条件による紹介手数料をパートナーに支払うものとします。  
尚、当該の支払いについては「ビジネスパートナー登録書」に定める方法で行われるものとします。
2. 当社は、再販型販売パートナーに対し、「ビジネスパートナー登録書」に定める条件による販売・請求をします。  
当該販売手数料は、当社がパートナーに請求する利用料金の請求金額と相殺するものとします。
3. 特別販売パートナーは、当社から提供するサーバー商品が特別価格となるため、手数料等は発生しないものとします。

## 第7条(取扱責任数)

1. 当社はパートナーに対し、販売獲得件数の最低責任数や目標設定数は設定しないものとします。  
但し、特別販売パートナーの場合は当社とパートナーの間で個別に取り決めを行うものとします。

## 第8条(利用規約)

1. パートナーは利用者に対してサーバー商品を販売する際、当社の定める各サービス約款の遵守を求めるものとします。
2. 再販型販売パートナー案件については、パートナーが前項のサービス約款を遵守させる責任を負うものとします。  
また利用者の行為・権利義務についても、全てパートナーが当社に対して責任を負うものとします。

## 第9条(販売パートナー登録の解除)

1. 当社またはパートナーは、書面による1ヶ月前の事前通知を行うことで、ビジネスパートナー登録を解除することが出来るものとします。

2. 当社は、各号の事由に該当する場合、パートナーに対し何らの通知・催告をすることなく、直ちにビジネスパートナー登録を解除出来ます。
  - ① 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合
  - ② 手形、小切手を不渡りにする等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
  - ③ パートナーの責めに期すべき事由により当社に損害を与えたとき
  - ④ その他、本規約の全部または一部に違反した場合
3. 当社は、前2項により販売パートナー登録が解除された場合、再販型販売パートナーが管理する案件に対してサービス提供を直ちに停止することが出来るものとします。当該停止について、当社はパートナーに対して何らの通知・催告を行いません。
4. 当社およびパートナーは、前項によりサーバー商品のサービス提供が停止されることにより、利用者の損害を最小限に留めるように協力するものとします。また、再販型販売パートナー及び特別販売パートナーが管理する案件で、利用者が被る損害の責任は全てパートナーが負うものとする。

#### 第10条(規約の変更)

1. 当社は、本規約を変更することがあります。その場合、すでにビジネスパートナー登録がされたパートナー、およびその既存販売案件に対し変更後の規約が適用されるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、変更する7日前までにパートナーに通知するものとします。変更内容の詳細については、当社ホームページに掲載し告知するものとします。

#### 第11条(準拠法)

本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成し、日本の法律に従って解釈されるものとします。

#### 第12条(紛争の解決)

1. 本約款に基づく利用契約について、紛争、疑義、取決められていない事項が発生した場合は、当社およびパートナーは誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。